

議案第 3 1 号

大口町基金条例の一部改正について

大口町基金条例の一部を改正する条例を別紙のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 2 日提出

大口町長 鈴木 雅 博

(提案理由)

この案を提出するのは、町道内津々線整備に係る土地の先行取得において、不足する土地開発基金の額を増額するため、この条例の一部を改正するため必要があるからである。

## 大口町基金条例の一部を改正する条例

大口町基金条例(平成25年大口町条例第46号)の一部を次のように改正する。  
別表第4土地開発基金の項中「191,645,378円」を「204,957,506円」に改める。

### 附 則

この条例は、令和5年7月1日から施行する。

大口町基金条例の一部改正新旧対照表

新			旧		
別表第4（第4条、第7条関係）			別表第4（第4条、第7条関係）		
基金の名称	基金の額	会計名	基金の名称	基金の額	会計名
土地開発基金	204,957,506円	土地取得特別会 計	土地開発基金	191,645,378円	土地取得特別会 計

## 改正要旨

### 1 改正理由

町道内津々線の整備に当たり土地開発基金からの借入金（見込）が基金の現金残高を超えるため、先行取得のため不足額を一般会計から基金に繰り入れて基金総額を増額します。

土地開発基金は、公共の利益のため土地を先行取得するために定額の資金（原資）を運用する基金であり、原資が増額することとなるので、令和4年度末の基金総額に今回補正増額を足した額を基金の額とする改正を行います。

### 2 土地開発基金の状況

(1) 基金の額（現在高） 191,645,378円…①

〔      うち、現金      149,656,238円…②      〕  
          〔      うち、貸付金      41,989,140円      〕

(2) 今後の土地開発基金からの借入見込金額 162,968,366円…③

(3) 土地開発基金不足額（③－②）（令和5年6月補正により不足分を増額）

162,968,366円－149,656,238円  
＝13,312,128円…④

(4) 補正後の土地開発基金の額（①＋④）

191,645,378円＋13,312,128円  
＝204,957,506円

### 3 施行期日

令和5年7月1日から施行します。